

令和4年1月11日

保護者 各位

今帰仁小学校
校長 屋良 篤
(公印省略)

タブレット端末の貸し出しについて

日頃より保護者の皆様におかれましては、お子様の体調管理、健康観察等、感染対策にかかる多大なご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、村内で新型コロナウイルスの感染拡大がみられる状況において今後、学校の臨時休業や学級閉鎖等の可能性があることから今帰仁村教育委員会で導入されている「Google for Education」の家庭への貸し出し運用を行って参りたいと思います。

つきましては、タブレット端末の貸し出しについての要件や留意事項等があります。保護者でご確認の上、各学級担任へお申し付けください。

記

1 今帰仁村教育委員会 学習用端末等貸出規定（別紙参照）

端末使用の際には必ず、ご家庭でご一読ください。

2 タブレット貸出しの要件（下記の要件を満たす世帯で希望される方は担任へ連絡）

- (1) コロナ感染症に係る **自宅待機期間中の児童**（感染者以外で体調が問題ない場合）
- (2) 感染対策として **学校登校を自粛している児童**（重症化リスクが高い疾患等の同居家族がいる場合など）
- (3) **3年生以上の児童**（低学年は端末数に不足がある為）

※ご家庭にWiFi環境がない場合にはリモート授業等を行えませんが、学習用ソフト(e ライブラリー)の使用は可能です。



上記の3つ要件を満たし、ご家庭からご希望の場合には貸出規定を熟読の上、担任と受取時間等を調整の上、事務室で受け取り。*登校再開の際には、安全に留意しタブレット端末を児童にもたせてください。

3 留意事項

- (1) タブレット本体及びID・パスワードは本人以外使用しないこと。（兄弟姉妹や保護者等も含む）※特に破損等がないように本体の管理にご注意ください。（破損例があります。）
- (2) リモート授業を録画したり、写真をSNS等にあげる等はしないこと。
- (3) 通信状況によって、機器の不具合が生じた場合、授業中には対応できませんのでご了承ください。
- (4) リモート授業の場合、リモート場所の確保をお願いします。（TV等の音がない静かな環境等）
- (5) その他（利用に関する課題や改善点等ありましたら、その都度お知らせします。）

現在、1・2年生へ貸出ができない状況(配置数不足の為)の為、自宅待機中などの出席停止児童には課題等の配布を予定しています。詳細はメーリングサービス等でお知らせいたします。